

不法投棄対策等支援業務委託仕様書

1 目的

廃棄物の不法投棄及び不適正保管（以下「不法投棄等」という。）の解決のためには不法投棄等を早期に発見することが重要であり、そのため、県及び関係機関等において様々なパトロールを実施しているところである。しかしながら、山間部等の人目に付きにくい場所で不法投棄等が行われていること、また、人員や監視回数に限界があること等から、早期発見が十分にできていない状況である。

このため、不法投棄パトロールを支援及び補完できる新たな不法投棄等の監視方法の構築を図ることとしており、デジタル技術を活用して不法投棄等を確認する技術や仕組み等、ソリューションの提案を募集する。

なお、提案するソリューションについては広島県とともに実証実験を行い、コストや汎用性等、本格運用に向けた課題を整理し、フェージビリティの強化を図る。

2 提案者

不法投棄対策等支援業務（以下「本業務」という。）の提案者は、民間企業、大学、研究機関、NPO法人、個人事業主等の中から、コンソーシアム（団体）を組織したもの、又は単独での応募とする。

なお、コンソーシアムを組織する場合、当該コンソーシアムの中から、広島県と委託契約を締結する代表機関又は代表者（以下「事業代表者」という。）を1者定めること。

3 業務内容

委託者（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する業務は不法投棄対策等支援業務とし、その内容は次のとおりとする。

（1）現状・課題

県及び関係機関のパトロールによる産業廃棄物の不法投棄等の早期発見は、人員や監視回数に限界があるため、新たな不法投棄等の監視方法等の構築が必要。

なお、不法投棄等される産業廃棄物は、がれき類を始めとする建設系廃棄物、廃プラスチック類等が多く、不法投棄等の場所は山間部等の人目につきにくい道路沿いの窪地・空き地や外から見えにくい事業場内が多い。

（2）求める提案内容

次に掲げる事項について、その具体的な内容を提案書に明記すること。

ア 必須提案内容

次に掲げる条件を前提とし、デジタル技術を活用して、人目につきにくい地域の不法投棄等を発見するソリューション

(i) 本実証実験の対象とする産業廃棄物

主にながれき類等の建設系廃棄物、廃プラスチック類等

(ii) 実証実験の対象地域

広島県内の、主に山間部の地域であって、人目につきにくく、不法投棄等されやすい場所

イ 自由提案内容

「3（2）ア必須提案内容」で挙げたソリューション以外で、新たな不法投棄等の監視方法の構築等への支援に有効なソリューション

（例）

- ・「3（2）ア必須提案内容」と組み合わせた、ドローンの効果的活用方法
- ・広島県内において不法投棄の発生しやすい地域の予測や見える化に係るソリューション

（3）実証場所

提案するソリューションについては、広島県の実証実験の対象地域において実証実験を行うこととする。

なお、実証場所及びそれ以外で協議が必要な事項については、別途協議する。

（4）計画

提案内容のうち、本格運用の可能性が見込め、かつ実用的なソリューションについては、履行期間終了後に、実証実験の検証や改善等を行う検証改善業務（最長2年間を想定）の実施を求めることがある。検証改善業務を求めるソリューションは1件を予定しており（※）、成果報告書の内容等を基に甲が選定する。

検証改善業務では、履行期間中に得られた成果に基づき検証や改善等を行い、本格運用に繋げることを想定している。

提案内容の本格運用までに必要な実証実験、検証、改善事項、委託費等に関する計画を、年度毎の実施内容等が明確となるよう、提案書へ明記すること。提案期間は、最長で令和6年3月31日までとする。

※広島県議会における当該業務に係る歳入歳出予算が成立しなかった場合は、当該業務を延期又は中止する。

4 参加資格

本業務の公募プロポーザルに参加するにあたり、提案者は本業務公告のうち、「2 公募型プロポーザル参加資格」に掲げる参加資格を満たすこと。

5 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

（ただし、実証期間は契約締結日～2月末まで、成果報告の提出は3月上旬までとする）

6 報告

（1）中間報告

乙は、甲に委託業務の進捗状況等を記した中間報告書を提出しなければならない。中間報告書の提出期限は、令和3年10月を予定としており、別途指示する。

（2）成果報告

乙は、甲に委託業務の進捗状況等を記した成果報告書を提出しなければならない。成果報告書の提出期限は、3月上旬を予定するが、別途指示する。

※提出部数は正本（1部）と電子媒体（Microsoft 社 Word 又は Excel 形式で記録媒体 CD-R、DVD-R 又は USB メモリに保存したもの）を合わせて提出する。

（注）乙は、甲の指示する場合においては、履行期限途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

7 知的財産の取り扱い

（1）権利の帰属

契約期間中に知的財産権が発生した場合、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）に基づき、一定の条件のもとで所定の手続きにより、当該知的財産権を受託者側に帰属させることが可能である。

（2）コンソーシアム内における知的財産権の取扱い

コンソーシアムを組織する場合、知的財産の発明者が複数に渡る場合などにおいて、特許権利者、持ち分割合、費用負担などについてあらかじめコンソーシアム内で取り決めを行うことを推奨する。

（3）広島県の活用

本契約によって新たに発生した知的財産については、広島県が技術を利用する場合、知的財産利用料を請求されないものとする。詳細については、契約時に協議して定めるものとする。

8 契約に関する条件等

業務委託契約約款及び個人情報取扱特記事項に記載するほか、次の内容を遵守すること。

（1）業務の履行

乙は、広島県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。

また、疑義や事故、業務変更の必要等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。

（2）再委託等の制限

乙は、本業務の監理業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

乙は、監理業務を除く業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲の承諾を得なければならない。